

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 31 年 1 月 17 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1800069 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (脱) 第 1800002 号

## 第1 結論

請求期間のうち、昭和 46 年 8 月 1 日から昭和 50 年 7 月 1 日までの期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 43 年 3 月 22 日から昭和 50 年 7 月 1 日まで

支給済期間 : ① 昭和 43 年 3 月 22 日から昭和 44 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 44 年 3 月 1 日から昭和 46 年 7 月 1 日まで  
③ 昭和 46 年 8 月 1 日から昭和 50 年 7 月 1 日まで

年金記録では、請求期間について、支給済期間①はA社、支給済期間②はB社、支給済期間③はC社に係る脱退手当金が支給された記録になっている。

私は、A社及びB社については脱退手当金を請求し受給したことを覚えているが、C社については脱退手当金を請求したことも受給したこともないので、調査の上、C社に係る期間を厚生年金保険被保険者期間（以下「被保険者期間」という。）として年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

脱退手当金は、過去の全ての被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、全ての被保険者期間を合算して請求されるべき制度であるところ、請求者が勤務していたA社、B社及びC社に係る請求者の厚生年金保険被保険者記録は、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同一の厚生年金保険被保険者記号番号（\*）により管理されており、請求期間の脱退手当金は、A社、B社及びC社の被保険者期間を合算して支給されている上、請求者は、A社及びB社に係る被保険者期間については、脱退手当金の請求及び受給を認めている。

また、請求者の脱退手当金の裁定庁であったD年金事務所（当時は、D社会保険事務所）から提出された請求者に係る「脱退手当金裁定請求書」（以下「裁定請求書」という。）には、請求者が勤務していた事業所であるA社、B社及びC社の名称が記載されており、それぞれの事業所における被保険者期間を合算して脱退手当金を請求していることが確認できる。

さらに、裁定請求書の裏面には、脱退手当金の請求に当たり、通算老齢年金の説明及び脱退手当金の受給の意思について確認する旨が記載されているところ、当該裏面の回答欄に脱退手当金の受給を希望するとして、請求者の記名押印が確認できる上、請求者が、裁定請求書の添付書類として、「退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書」等を提出していることを踏まえると、請求者の意思に基づき請求期間に係る脱退手当金が請求されたものと考えられる。

加えて、裁定請求書並びに請求期間の脱退手当金に係る「厚生年金保険被保険者記録事項照会票」及び「厚生年金保険被保険者記録（回答）」によると、D社会保険事務所は、当該脱退手当金を計算するに当たり、請求者の被保険者記録を社会保険庁年金保険部業務課（当時）に昭和53年1月6日に照会し、同年1月31日に回答を得ていることが確認できるところ、請求者の脱退手当金は、前記の回答結果に基づきA社、B社及びC社に係る被保険者期間を合算して昭和53年2月17日に支給されたことが請求者に係る「厚生年金保険脱退手当金裁定伺」（写）から確認できる。

また、前記の裁定伺に記載されている支給額及び支給年月日は、オンライン記録により確認できる請求者に係る脱退手当金の支給額及び支給日と一致しており、その支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはない上、請求者から聴取しても、支給済期間③を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、支給済期間③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。